

- 旅客自動車を旅客を運送する目的で運転するときには、第二種免許を受けている必要
- 旅客自動車の運転者は、
 - ・ 営利を目的として旅客の輸送を行うものであることから、旅客の安全に対して責任を負っており、高い安全意識とともに高度の運転技能と知識が求められること
 - ・ 旅客自動車による事故は多くの人命を損ないかねないことから、第二種免許の運転経験や取得の要件は、第一種免許よりも厳格

普通・準中型第一種免許

受験資格

- 18歳以上



普通第二種免許

(旅客自動車運送事業)

受験資格

- 21歳以上
- 普通免許等保有3年以上



特別な教習を受けることを条件に、19歳以上、普通免許等保有1年以上に緩和（令和2年道路交通法改正（令和4年5月13日施行））

